

障がい福祉サービスの利用のための

訪問調査・サービス利用意向聴取にあたって

- ・調査・聞き取りを迅速・正確にするために必要な事項ですので、記入についてご協力をお願いします。
- ・申請書に添えて提出してください。

ふりがな	
本人氏名	

1 訪問に際しては、どちらに伺えばよろしいですか。

(入所・入院されている場合は、施設名・病院名も記入してください。)

自宅など 訪問先の住所	(TEL)
----------------	--------

2 訪問の日程調整はどなたとすればよろしいですか。

①本人 ②家族(氏名) :	同居・別居)	昼間連絡先(Tel	)
①②以外の方(事業者名・氏名等) :	本人との関係 :	昼間連絡先(Tel	)
※日程調整のための電話が昼間につながらない場合は、 可能な時間を記入してください。			
		→	つながる時間 ()

3 訪問日について、都合の悪い日・時間がありますか。

はい
いいえ

→

「はい」と答えられた方は、下の表の都合の悪い曜日・時間帯に×をつけてください。

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
午前						
午後						

4 訪問の当日に、どなたか同席いただける方がいますか。

正確な調査・聞き取りのために、ご家族や施設等の職員など、ご本人のことをよく知っている方に同席していただきたいと考えています。（ただし、必ず同席が必要ということではありません。お一人で調査・聞き取りを受けていただいても構いません。）

い る → ①家族（氏名： _____ 本人との関係： _____）
 ②家族以外の方（氏名： _____ 本人との関係： _____）

いない → 同席していただける方がおらず、一人で調査・聞き取りを受けることが不安な方には、地域の相談機関の職員に調査に立ち会ってもらうことができます。希望される場合は裏面の説明を参照し、次の質問の「はい」を○で囲んだうえで①に○をしてください。

5 あなたの意思を調査員に伝えるために、介添・手話通訳事業(裏面の説明を参照してください)の利用を希望されますか。

はい → (利用希望番号: ① ② ③-a ③-b) いいえ

6 障がい者手帳などをお持ちの方は該当する番号・記号に○をしてください。

① 身体障がい者手帳の等級・種類（ 級／ 視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・内部障がい・その他）
② 療育手帳（ A・B1・B2 ） ③ 精神障がい者保健福祉手帳（ 1・2・3 級）
④ 認定カードを持っている ⑤ 精神障がい者通院医療費公費負担を受けている
定期通院（ A. 月・年 回通院している B. していない）
⑥ 特定疾患医療受給者証を持っている（受給者番号 ）

※ 裏面にもご記入いただく欄があります。

7 その他、訪問に際してあらかじめ伝えておきたいこと（あなたの症状や注意してほしいことなど）があればご自由に記入してください。

（例）自宅で人工呼吸器を使用している。 頻繁にてんかん発作がある。
初対面の人と話をするとき極度に緊張する。 不安、ストレスが強まることで混乱しやすい。 など

8 主治医の診療科が分かる場合は、ご記入ください。

主治医の診療科 ☐ 整形外科 ☐ 精神科 ☐ 内科 ☐ その他（ ）

「訪問調査・サービス利用意向聴取にあたって」への記入について

- ◎ 障がい福祉サービスの支給申請をされますと、障がい支援区分認定のため、大阪市社会福祉協議会の調査員がご自宅に訪問いたします。また、障がい支援区分の認定後、今後のサービスの利用について再度ご相談にお伺いすることがあります。この用紙は、これらの訪問の際の日程調整などを円滑に行うために必要となりますので、記入にご協力ください。

（市外の施設やグループホームなどに入所されている場合は、大阪市の委託を受けた相談支援事業者の職員等が訪問調査を行うことがあります。）

おもて面の質問4・5について

- ◎ **本市では、介添・手話通訳派遣事業として、次の①から③に該当する方について介添者・手話通訳者等を派遣することができます。**
希望される方は、おもて面の「5 あなたの意思を調査員に伝えるために、介添・手話通訳事業の利用を希望されますか」の項目で、「はい」を○で囲み、あてはまる番号を○で囲んでください。
- ① 一人で調査・聞き取りを受けることに不安があるひとり暮らしなどの方
- ② 日本語による調査・聞き取りでは、内容がよく理解できない外国籍住民の方
- ③ 聴力や言語などの障がいにより、調査・聞き取りの内容の伝達が困難な方
- （手話通訳者が必要な方…③-a 盲ろう者向け通訳・介助者が必要な方…③-b）

訪問調査・サービス利用意向聴取を受けられる方／同席いただける方へ

- ◎ 調査・聞き取りを実施する場所は、必ずしも自宅でなければならないということはありません。ご本人の日頃の状況を把握できる場所で行います。
- ◎ 調査員は、「調査員証」を携行しています。ご訪問の際に提示しますのでご確認ください。
- ◎ 訪問調査の質問項目の中には、ご本人が失礼だと感じたり、不快感を持たれるおそれのある内容のものも含まれていますが、この調査はご本人の支援の必要度を審査するために、全国一律の内容で行うものであり、質問項目を変更したりすることはできません。こうしたことから、できる限りご本人の日頃の状況をよく知っておられる方に同席していただき、直接ご本人にお伺いしにくい項目などについてご協力をいただきたいと思います。
- ◎ 調査は通常1時間前後で終了しますが、まれに長時間に及ぶ場合もあります。この場合にはご本人へのご負担も考慮し、2時間を超える調査は行わないこととしておりますのでご了承ください。（2時間で調査が完了しない場合には、日を改めて調査の続きを行わせていただきます。）